

入退会細則

平成23(2011)年11月12日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

- 第1条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の正会員、学生会員の入会、退会の手続きは、定款による以外は、この細則による。
- 第2条 本会の会員となろうとする者は、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて申し込まなければならない。
- 2 前項の申し込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知しなければならない。
- 第3条 入会を承認したときは、会員原簿に登録し、申込者にその旨を通知する。
- 第4条 会員がその資格を喪失したときは、会員原簿から抹消する。
- 第5条 理事会は、次の各号に該当する者を正会員として認定することができる。
- (1) 理工系又は医療系学士取得者
 - (2) 医師
 - (3) 歯科医師
 - (4) 診療放射線技師
 - (5) 臨床検査技師、看護師などの医療技術者
- 2 理事会は、前項の各号に該当しない者であっても、その経歴を審査し、同等以上の学識、技術又は経歴を有すると認められる場合、正会員に認定することができる。
- 第6条 理事会は、次の各号に該当する者を学生会員として認定することができる。
- (1) 大学、短期大学、専門学校などの学生
 - (2) 大学院学生及びそれに準ずる者
- 第7条 正会員と学生会員の両方に該当する者の会員種別については、申込者の希望により決める。
- 2 学生会員が大学、大学院等を卒業し、正会員の資格を有するに至ったと認められ

る場合は、理事会は正会員として認定し、その旨を通知する。

第 8 条 退会を承認された者が再び入会を希望する場合は、所定の入会申込書に会費を添えて申し込まなければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に会員喪失年月日および喪失理由を明記しなければならない。

第 9 条 定款第 10 条 1 項により会員資格を喪失した者が、再び入会を希望する場合は、滞納会費を完納のうえ、第 8 条に定める手続を経なければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に会員喪失年月日および喪失理由を明記しなければならない。

第 10 条 定款第 9 条により本会を除名された者及び定款第 10 条 2 号及び 3 号により会員資格を喪失した者は、原則として再入会を認めない。

第 11 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。